

政令第三十二号

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年二月十七日とする。

理由

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。